八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定につ いて

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものと する。

平成31年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例(昭和34年八王子市条例第4号)の一部を次のよ うに改正する。

## 改正後

(国民健康保険の被保険者に係る所得割 額)

は、賦課期日の属する年の前年の所得に係 る地方税法第314条の2第1項に規定す る総所得金額及び山林所得金額の合計額か ら同条第2項の規定による控除をした後の 総所得金額及び山林所得金額の合計額(以 下「基礎控除後の総所得金額等」とい う。) に 100分の5. 8 を乗じて算定す る。

2 (略)

> (国民健康保険の被保険者に係る被保険者 均等割額)

|第14条 第11条第2項に規定する被保険 |第14条 第11条第2項に規定する被保険 者均等割額は、被保険者1人について3万 1,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の所得割額)

## 改正前

(国民健康保険の被保険者に係る所得割 額)

|第12条 前条第2項に規定する所得割額||第12条 前条第2項に規定する所得割額 は、賦課期日の属する年の前年の所得に係 る地方税法第314条の2第1項に規定す る総所得金額及び山林所得金額の合計額か ら同条第2項の規定による控除をした後の 総所得金額及び山林所得金額の合計額(以 下「基礎控除後の総所得金額等」とい う。) に 100分の5.5 を乗じて算定す る。

> 2 (略)

> > (国民健康保険の被保険者に係る被保険者 均等割額)

者均等割額は、被保険者1人について2万 9,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の所得割額)

額は、賦課期日の属する年の前年の所得に 係る基礎控除後の総所得金額等に100分 **の1.9**を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第16条 第11条第3項に規定する被保険 者均等割額は、被保険者1人について1万 2,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割 額)

第17条 第11条第4項に規定する所得割 額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎 控除後の総所得金額等に100分の1.7 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者 均等割額)

|第18条 第11条第4項に規定する被保険 者均等割額は、介護納付金課税被保険者1 人について1万3.000円とする。

(保険税の減額)

- 第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税 義務者に対して課する保険税の額は、第1 1条第2項本文の基礎課税額からアに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得た 額が同項ただし書に規定する課税額を超え る場合には、当該課税額)、同条第3項本 文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が同項ただし書に規定する課税額を超 える場合には、当該課税額)及び同条第4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる 額を減額して得た額(当該減額して得た額 が同項ただし書に規定する課税額を超える 場合には、当該課税額)の合算額とする。
  - (1) 地方税法第703条の5に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円を超えない世帯に係る納税義務 者
    - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者 (第10条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人 について 2万1.700円
    - イ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額 被保険者 (第10条第2項に規)

|第15条 第11条第3項に規定する所得割 ||第15条 第11条第3項に規定する所得割 | 額は、賦課期日の属する年の前年の所得に 係る基礎控除後の総所得金額等に100分 **の1.8**を乗じて算定する。

> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第16条 第11条第3項に規定する被保険 者均等割額は、被保険者1人について1万 1,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割 額)

第17条 第11条第4項に規定する所得割 額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎 控除後の総所得金額等に100分の1.6 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者 均等割額)

第18条 第11条第4項に規定する被保険 者均等割額は、介護納付金課税被保険者1 人について**1万2,000円**とする。

(保険税の減額)

- 第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税 義務者に対して課する保険税の額は、第1 1条第2項本文の基礎課税額からアに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得た 額が同項ただし書に規定する課税額を超え る場合には、当該課税額)、同条第3項本 文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が同項ただし書に規定する課税額を超 える場合には、当該課税額)及び同条第4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる 額を減額して得た額(当該減額して得た額 が同項ただし書に規定する課税額を超える 場合には、当該課税額)の合算額とする。
  - (1) 地方税法第703条の5に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円を超えない世帯に係る納税義務 者
    - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第10条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人 について 2万300円
    - イ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額 被保険者(第10条第2項に規

定する世帯主を除く。) 1人について 8,400円

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第10条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について 9,100 円
- (2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び同法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者(以下「特定同一世帯所属者」という。)1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第10条第 2項に規定する世帯主を除く。)1人 について 1万5,500円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額 被保険者(第10条第2項に規 定する世帯主を除く。)1人について

## <u>6,000円</u>

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第10条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について <u>6,500</u> 円
- (3) 地方税法第703条の5に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所 属者1人につき50万円を加算した金額 を超えない世帯に係る納税義務者(前2 号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第10条第 2項に規定する世帯主を除く。)1人 について 6,200円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額 被保険者(第10条第2項に規 定する世帯主を除く。)1人について 2.400円
  - ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第10条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について 2,600 円

定する世帯主を除く。) 1人について 7,700円

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第10条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について 8,400
- (2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び同法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者(以下「特定同一世帯所属者」という。)1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第10条第 2項に規定する世帯主を除く。)1人 について **1万4**,**500円**
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額 被保険者(第10条第2項に規 定する世帯主を除く。) 1人について 5.500円
  - ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第10条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について <u>6,000</u>
- (3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第10条第 2項に規定する世帯主を除く。)1人 について **5**,800円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額 被保険者(第10条第2項に規 定する世帯主を除く。)1人について 2.200円
  - ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第10条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について **2,400**

円

## 附則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例の規定は、平成31年度 以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健 康保険税については、なお従前の例による。